

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程次のように公表する。

令和3年9月30日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第2」を「第15条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「報酬」とあるのは「給料」と、「前条」とあるのは「生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）第6条の2第2項の規定により準用する前条」と、同条第2項から第4項までの規定中「報酬」とあるのは、「給料」と読み替えるものとする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容については、生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2の規定を準用する。

第6条の2第1項中「満たない者」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加え、同条第2項中「前項」を「前1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者の号給については、生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の3の規定を準用

する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。